

監査結果報告書

国立大学法人上越教育大学
学長 佐藤 芳徳 殿

私ども監事は、国立大学法人法第11条第4項及び国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの平成26年度の業務及び会計について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

本法人の役員会及びその他重要な会議に出席するほか役員等から事業の報告を受け、書類等を閲覧し、主要な部局の財産の状況を調査いたしました。

さらに、会計監査人から監査結果の報告及び説明を受け、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書及び附属明細書）、事業報告書及び決算報告書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 業務の監査結果

- ① 本法人の業務は、法令等に従って適正に実施されており、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されていると認めます。
- ② 本法人の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他本法人の業務の適正を確保するための体制を整備するため、内部統制システムが適切に機能し、業務の一層の適正化に努めていると認めます。
- ③ 本法人の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実はありません。
- ④ 監査のため必要な調査ができなかったことはありません。

(2) 財務諸表等の監査結果

- ① 財務諸表は、適正に記載されていると認めます。
- ② 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示していると認めます。
- ③ 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示していると認めます。
- ④ 会計監査人である新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

平成27年6月17日

国立大学法人上越教育大学

監事

藤野英生

監事

森山昭彦